

2022年3月5日

## 東京外環道工事差止仮処分決定の解説と評価

東京外環道訴訟弁護団

- 1 2022年2月28日、東京地方裁判所民事第9部（目代真理裁判長、秋田智子裁判官、小川恵輔裁判官）は、東京外環道の事業者である国、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)（以下「債務者ら」）に対し、外環道本線トンネル工事の一部を差し止める旨の決定を発した。当原告団（以下「債権者ら」）が2020年5月に申し立てた「東京外環道工事差止仮処分命令申立事件」（令和2年(ヨ)第1542号）についての仮処分決定であり、国が事業主体となって施行している道路事業の工事について裁判所が差し止めを命じたことは、画期的な意義を有する。
- 2 決定主文の要点は、「債務者らは、東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のうち東名立坑発進に係るトンネル掘削工事において、気泡シールド工法によるシールドトンネル掘削工事を行い、または第三者をして行わせてはならない。」というもので、債権者らのその余の申立ては却下された。これによって、東京外環道の往復2本の本線トンネルのうち、それぞれ南側約9km部分につき掘進工事の停止が命じられた。この部分は、2020年10月18日に調布市東つつじヶ丘地区の地下47m以深で工事中であったトンネル上の地表の道路陥没と地中3か所の空洞及び地盤の緩みが発見された区域も含んでいる。

本決定は、債権者のうち一人について、トンネル工事が再開されれば、「居住場所に地盤の緩みを生じさせ、地表面に陥没を生じさせたり、地中に空洞を生じさせたりする具体的なおそれがある」と認め、事業者は事故調査報告書作成後9か月経過しても具体的な「再発防止対策」を示していないことから、工事について「差止めを認めるのを相当とする違法性が認められる」と判断した。
- 3 本決定によって、事業者は、裁判上の手続によって具体的な「再発防止対策」を示して決定を覆せない限り、任意に工事を再開することは出来なくなった。原告適格が認められた債権者は一人であるが、当該債権者以外にも本件区域のトンネル予定地上の多くの住民に安心感を与えるものである。

また、トンネルの真上でない住民についても、地盤の緩み、空洞、陥没の危険が認められ、事業者のいう「トンネルの真上」だけでなく、その周辺の一定の範囲の住民にとっても被害補償につながる決定である。
- 4 問題は本線トンネル往復2本の北側半分（大泉側から掘進するトンネル）と3か所のランプウェイトンネル（地上から地下40m以深の本線への導入路）について差止めが認められなかったことである。

決定は地盤条件が差止めを命じた区域とは異なり、危険性の疎明がないとして却下した。しかし、「土砂の取込み過ぎによる地盤の緩みや地盤沈下の危険性」に

ついて、大深度法制定前に政府が設けた「臨時大深度地下利用調査会」の答申書には地盤条件の限定無く記載されており、新横浜駅前における2020年6月の東横線・相鉄線のトンネル工事における道路陥没事故についての調査報告書にも「特殊な地盤」との指摘はないのであって、本件事故同様の事故は、本件区域以外でも生じ得る。

さらに、本決定は、事業者がこれまで発表してきた「再発防止対策」に実効性を認めていないのであるから、それは北側のトンネルについても同様のはずである。

- 5 本決定は、広範囲な地域に関わっており、その社会的意義は非常に大きいものがあり、併行して行政訴訟として追行している「東京外環道大深度地下使用認可無効等確認訴訟」にも大きな影響を与えるのみならず、リニア新幹線トンネル工事差止訴訟にも影響を与えることは必至である。

本決定が外環道トンネル工事の一部しか差止めを認めなかったことから、今後、東京高等裁判所における抗告審において、北側の本線トンネルとランプウエイトンネルについても工事の危険性をさらに明らかにして、全面工事差止めの決定を発令させるために取り組みを続ける所存である。

- 6 また、本件事故のために、トンネル上部の地盤が緩み、地表の家屋の損傷等が今も進行しており、本地域は人が安心して暮らせる街ではなくなっている。それを元に戻すことが必要であるが、事業者は、地域住民の意向を無視し、自らの都合で住宅の立ち退きを強いて「地盤補修工事」なるものを強行しようとしている。その結果、「街壊し」がより一層進行しており、本件事故を惹き起こしたトンネル工事の悪影響は、さらに拡がり続けている。

東京外環道のトンネル掘進は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（大深度法）に基づいて行われているが、「地上に影響はない」として、財産権を保障した憲法29条を無視して土地の権利者に無承諾・無補償で、地下を使用させることを認めた同法的前提と、現在の街壊しの現実とが如何にかけはなれているか、大深度法が如何に大きな虚構の上に成立した法律であるかは、誰の目にも明らかである。

- 7 今や日本は不可逆的な人口減少社会となっており、コロナウイルスの蔓延ともあいまって、自動車交通量は減少する一方であって、東京外環道そのものをこれ以上税金を投入して造る必要性は、もはや失われている。

東京外環道問題は、本件事業区域とその周辺のみならず、広く社会全体の問題として捉えるべきであり、本件事業そのものを根本的に見直し、その根拠になった大深度法は廃止すべきである。